

「標準化活用支援パートナーシップ制度」実施要領

公表 平成27年 9月30日

制定 平成27年11月 4日

最終改正 令和 3年 6月 1日

経済産業省 基準認証政策課

1. 目的

新市場創造型標準化制度¹の運営主体である経済産業省及び当該制度において標準化支援を行う一般財団法人日本規格協会（以下「JSA」という。）が、地域において中堅・中小企業等の経営等を支援する各地域支援機関等と強力に連携し、当該制度の活用を含め、中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用をJSAの職員である「標準化アドバイザー」がどこでもきめ細かく専門的に支援する「中堅・中小企業等における標準化の活用を支援するためのパートナーシップ制度（標準化活用支援パートナーシップ制度）」を構築する。

本制度の活用により、本制度に参加する地域支援機関等（以下「パートナー機関」という。）は、優れた技術・製品・サービス等を有しながらその普及拡大に課題等を抱えている顧客企業等に対して、市場における信頼性向上や差別化の有効な手段となり得る標準化の活用について、標準化アドバイザーの協力を得ながら専門的な支援（情報提供、助言等）が可能となる。また、中堅・中小企業等は、従来からのパートナー機関への経営等の相談の延長で標準化の戦略的活用の重要性・有用性についての気づきを得ることができ、従前からの支援措置と標準化活用に係る支援を一体的・相互補完的に受けることができる。

2. 経済産業省の役割

経済産業省は、本制度の企画主体として、①制度の設計・変更、②対外的説明、③参加機関の募集・各機関との最終的な調整、④JSAへの連絡・指示等を行う。

3. JSAの役割

- (1) JSAは、標準化アドバイザーに指示し、中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に係る支援を行う（支援内容については6. を参照。）。
- (2) またJSAは、本制度に係る事務局機能を担い、①参加機関の情報管理、②本制度に係る関係機関・企業等からの問合せ対応等、本制度の円滑な運営に資する各種事務を執り行う。

4. パートナー機関の役割

パートナー機関は、中堅・中小企業等が抱える経営課題等を把握し、標準化の戦略的活用が適当と考えられる企業に対して、経済産業局やJSAと連携して標準化アドバイザーによる支援の機会（セミナー、個別面談等）を無料で提供する（支援内容については6. を参照。）。

¹ 既存の業界団体等では対応が出来ない、複数の関係団体にまたがる融合技術・サービスや特定企業が保有する先端技術等に関する標準化（JIS 又は ISO/IEC 規格）を可能とするため、新規の原案作成委員会等の立ち上げを後押しする制度。

5. パートナー機関の参加資格、参加・脱退方法

(1) 参加資格

自治体、産業振興機関、地域金融機関、大学、公的研究機関及びその他主として地域振興を担う機関を本制度の対象とする。ただし、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する機関²の参加は認めない。

(2) 参加方法

本制度への参加を希望する機関は、別に定める「標準化活用支援パートナーシップ制度」パートナー機関公募要領³を参照の上、参加申請書等³をJSAに提出する。JSAは、これらの参加申請書等を受理した際には、遅滞なく、経済産業省に届け出る。経済産業省は、これらの参加申請書等を審査し、JSAを通じてその可否を通知する。

(3) 脱退方法

パートナー機関として登録された後に本制度の脱退を希望する機関は、JSAと調整の上、様式2による「脱退届出書」をJSAに提出する。JSAは、当該届出があった場合、遅滞なく、経済産業省に通知する。

6. 標準化アドバイザーによる支援内容（全て無料）

(1) パートナー機関の企業支援担当者に対する標準化研修

JSAが実施するパートナー機関の企業支援担当者向け研修（無料）において、標準化アドバイザーが標準化の戦略的活用に関する講義を行う。当該研修の受講を希望するパートナー機関はJSAに依頼する。

(2) 中堅・中小企業等向けセミナー等における講演

パートナー機関が実施するセミナー等（受講料等が無料のものに限る。）において、標準化アドバイザーが標準化の戦略的活用に関する講演を行う。

当該セミナー等を希望するパートナー機関は、別に定める様式⁴による講演依頼書をJSAに提出する。

なお、セミナー等の開催に係る費用（会場費、印刷費等）はパートナー機関の負担となる。

(3) 中堅・中小企業等への標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等

パートナー機関が実施する企業等との経営相談等（相談料等が無料のものに限る。）に標準化アドバイザーが参加し、標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う。

また、パートナー機関が企業等から新市場創造型標準化制度の活用について相談（相談料等が無料のものに限る。）を受けた場合、標準化アドバイザーが当該企業における検討状況を把握し、

² 法務省「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定義より。

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji42.html

³ 経済産業省 HP 内「標準化活用支援パートナーシップ制度」 公募要領（参加申請書等含む）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hvojun-kijun/katsuyo/partner/index.html>

⁴ 日本規格協会 HP 内 新市場創造型標準化業務 2.標準アドバイザーによる講演依頼について

3.標準アドバイザーとの面談について

https://webdesk.jisa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_partner/

当該制度の活用に関する情報提供・助言等を行う。

7. 標準化アドバイザーによるサポートを受けるための手順

①標準化活用を知る

パートナー機関は、相談元の企業等（以下「相談元企業」という。）が抱える課題解決に対し、標準化が事業戦略として活用できる可能性があるという知識を持つこと。具体的な企業等の標準化活動について知るために、6.（1）等のパートナー機関への支援メニューを活用する。

②標準化アドバイザー活用の検討

パートナー機関は、相談元企業が抱える課題解決に向け、本制度に基づき当該相談元企業が標準化アドバイザーから情報提供・助言等を受けることを検討し、その適否を判断する。

③本制度の説明、相談元企業の同意取得

パートナー機関は、相談元企業に対して制度説明書等を用いて制度の紹介を行う。当該相談元企業が標準化アドバイザーによる情報提供・助言等を希望する場合は、本制度の諸条件等を説明し当該相談元企業から同意を得ること。その際、同意書を得ることが望ましいが、同意書を得ない場合であっても、8. 守秘義務等につき説明し同意を得た上で、パートナー機関の責任の下にJ S Aへの支援依頼を行うこと。

④J S Aへの依頼

パートナー機関は、J S Aと支援対象となる相談元企業等（以下「支援対象企業」という。）とで面談の必要があると判断した場合、面談申込書⁴に必要事項を記載の上、J S Aに提出する。また、パートナー機関は、必要に応じて、支援対象企業の同意を得た上で当該企業の企業情報等をJ S Aに共有する。

⑤担当標準化アドバイザーの決定

J S Aは、パートナー機関から提供された支援対象企業に関する情報をもとに、当該支援対象企業への情報提供・助言等を行う標準化アドバイザーを決め、パートナー機関へ電話やメール等で連絡する。

⑥担当標準化アドバイザーによる情報提供・助言等の実施

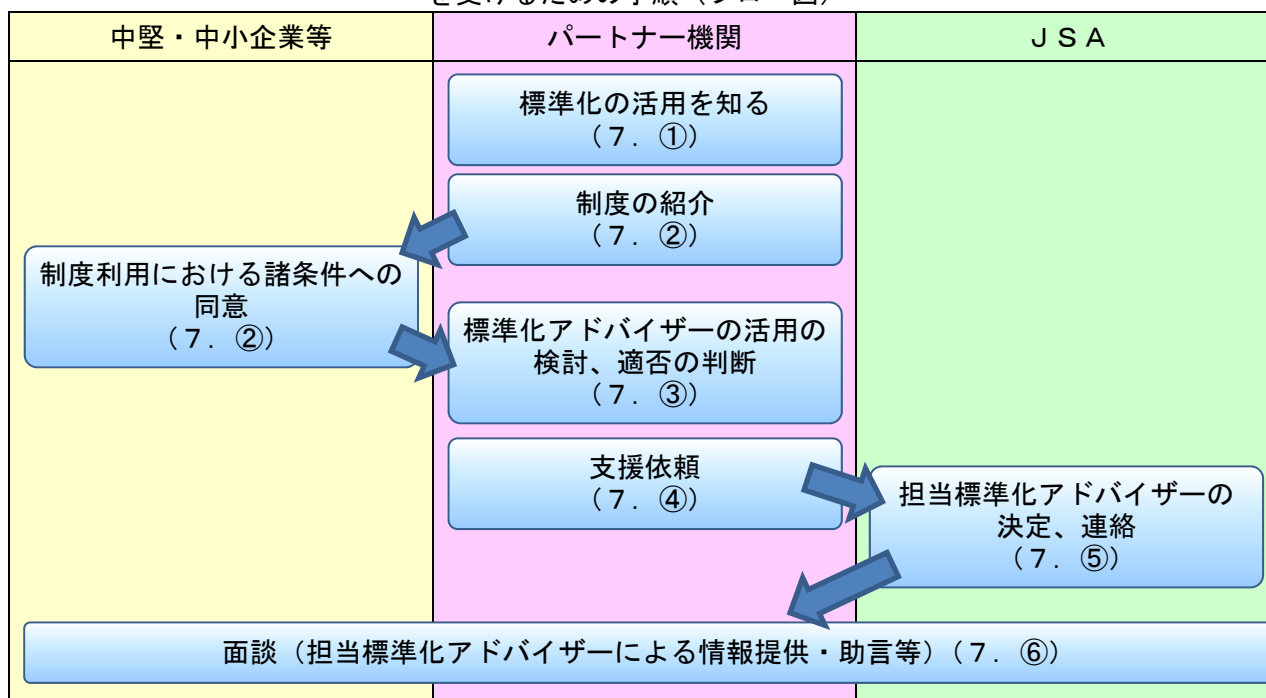
パートナー機関、支援対象企業及びJ S Aは、相互に調整し、前二者と担当標準化アドバイザーの面談の機会を設け、担当標準化アドバイザーによる支援対象企業の相談対応、標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う。

なお、面談は、原則、パートナー機関又は支援対象企業において行うこととし、担当標準化アドバイザーは、電話（インターネットTV電話を含む）により当該面談に参加する（パートナー機関及び支援対象企業が希望する場合にはJ S Aにおいて面談を行うことも可能。）。また、担当標準化アドバイザーは、事前に入手している当該支援対象企業の企業情報に加え、当該支援対象企業への情報提供・助言等を円滑かつ適切に行う上で必要な範囲内

において、当該支援対象企業が抱える課題や標準化検討内容についての事実関係や周辺状況等について追加の情報提供をパートナー機関又は当該支援対象企業に求めることができる。

※面談の結果、新市場創造型標準化制度の活用がJ S A内で適当と判断された場合は、当該制度の活用プロセスに移行する。また、不適当と判断された場合は、不適当である理由を添えて、支援対象企業及びパートナー機関に通知する。

標準化活用支援パートナーシップ制度に基づく
中堅・中小企業等への標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等
を受けるための手順（フロー図）



8. 守秘義務

- (1) パートナー機関は、本制度への参加を通じて知り得た事項を、本制度の目的以外には使用せず、法律又は裁判所若しくはその他の行政機関又はその他の公的機関の規則又は命令等に基づき開示を求められた場合を除き、相手方の事前の了解なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
- (2) パートナー機関は、(1)に定める事項について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- (3) J S Aは、パートナー機関からJ S Aに対して標準化活用支援パートナー制度の利用を目的として提供される情報について、情報を提供したパートナー機関の事前の了解なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、標準化活用支援パートナー制度の利用状況の説明のため、パートナー機関の事前の了解なく、集計された情報が公開、又は本制度の企画主体である経済産業省に報告、及び同省を通じて公開されることはあり得る。公開された情報による損害等について、故意又は重大な過失によって引き起こされた場合を除き、J S Aは一切の責任を負わない。

9. 留意事項

- (1) 本制度は、中堅・中小企業等への標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等の支援を行うものであり、支援対象企業の要望に基づく標準の策定を約束するものではない。なお、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係を有する企業は本制度の支援対象外とする。
- (2) 本制度を通じてパートナー機関からJ S Aに紹介された支援対象企業に何らかの問題が生じた場合、その問題がJ S A又は標準化アドバイザーによる故意又は重大な過失によって引き起こされた場合を除き、当該支援対象企業への支援をJ S Aに依頼したパートナー機関とJ S Aの間で一切の責任は生じない。また、当該パートナー機関及びJ S Aは当該支援対象企業に対して一切の責任は生じない。
- (3) 支援対象企業がJ S Aに損害を与えた場合、その問題が当該支援対象企業をJ S Aに紹介したパートナー機関による故意又は重大な過失によって引き起こされた場合を除き、当該パートナー機関に一切の責任は生じない。
- (4) 問題が生じた場合の確認等のため、J S Aからパートナー機関に対して支援対象企業や支援依頼の経緯、支援内容に係る情報の提供を依頼する場合がある。加えて、必要に応じて、J S Aから直接又はパートナー機関を通じて、当該支援対象企業に対して、アンケート調査等を行う場合がある。
- (5) J S Aは、本制度の利用により生じた関係者間（支援先企業を含む。）の問題や損害について、一切の責任を負わない。
- (6) J S Aは、パートナー機関が本実施要領の規定に違反すると疑われる行為又は経済産業省、J S A若しくは他のパートナー機関の信用を失墜する恐れのある行為を行ったことが発覚した場合には、直ちに経済産業省にその対応について指示を仰ぐ。経済産業省は、当該機関が本実施要領の規定に違反したことが明らかになった場合又は経済産業省、J S A若しくは他のパートナー機関の信用を著しく失墜する行為を行った場合、当該機関を除名することができ、当該機関は経済産業省の指示に従わなければならない。

10. その他

- (1) 本実施要領は制度の運用に向けた各機関の協力事項につき確認を行うものであり、8. 守秘義務(1)、(2)及び(3)を除き法的拘束力を有するものではない。
- (2) 本実施要領に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項については、経済産業省、J S A及び関係機関の間で協議し、解決することとする。
- (3) 経済産業省は、本制度の運用状況、社会環境の変化等を踏まえ、定期的に見直しを検討することとし、必要に応じ、本実施要領を改正・廃止するものとする。
なお、本実施要領を改正・廃止する際は、J S Aよりパートナー機関に通知するものとする。

以上